

公告第 2 号

入札公告

自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付けについて、次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」とう。）第167条の6第1項及び西郷村財務規則（昭和61年西郷村規則第4号。以下「財務規則」という。）第112条の規定により公告する。

令和8年1月13日

西郷村長 高橋 廣志

1 入札に付する事項等

- (1) 件名 自動販売機の設置の用に供するための行政財産貸付
物件番号1 ねころんぼ広場（建物） 1.46 m² 1台
- (2) 貸付場所及び面積（設置台数） 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 貸付期間 令和8年3月1日から令和13年2月28日まで（更新なし）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日まで西郷村から入札参加制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障はない認められる者であること。
- (4) 県税を滞納していないこと、また、西郷村に納税義務がある者は、村税に未納がないこと。
- (5) 西郷村が締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 自動販売機の設置業務を2年以上継続して管理及び運営の実績を有していること。
- (7) 法人の場合は、福島県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。また、個人の場合は、福島県内に住所を有し事業を営んでいる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札説明書による。

4 設計図書当閲覧及び質問期間、入札日時

(1) 設計図書期間

ア 閲覧場所 西郷村役場財政課及び西郷村ホームページ

イ 閲覧期間 令和8年1月13日（火）から令和8年2月9日（月）正午まで

(2) 設計図書等に対する質問

入札説明書による。

(3) 入札参加手続き

入札説明書による。

(4) 入札及び開札の日時及び場所等

ア 日時 令和8年2月10日（火）午前9時30分～

イ 場所 西白河郡西郷村大字熊倉字折口原76番地1

西郷村文化センター 第一研修室

ウ 郵便、電報、電送その他の方法による入札は、認めない。

5 現場説明会

実施しない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除する。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 貸付場所に関する参考データ 別紙1・2のとおり

(2) その他 詳細は、入札説明書による。

9 問い合わせ先（自動販売機の仕様書等に関すること）

郵便番号 961-8501

福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原40番地

西郷村役場 財政課 管財契約係

電話番号 0248-25-2910

ファクシミリ 0248-25-4517

電子メール zaisei@vill.nishigo.lg.jp